

## ◎新潟県告示第612号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 起業者の名称

新潟県厚生農業協同組合連合会

### 2 事業の種類

公益財団法人小千谷総合病院と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院の統合に伴う新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院新築事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

小千谷市大字平沢新田、大字千谷及び大字千谷川地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

公益財団法人小千谷総合病院と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院の統合に伴う新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院新築事業（以下「本件事業」という。）は、公的医療機関の開設者である厚生農業協同組合連合会が病院を新築するものであり、法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である新潟県厚生農業協同組合連合会は、公益財団法人小千谷総合病院（以下「小千谷総合病院」という。）と新潟県厚生農業協同組合連合会魚沼病院（以下「魚沼病院」という。）を統合し新たに病院を開設することについて、財団法人小千谷総合病院・厚生連魚沼病院統合協議会で了承を得ており、また、必要な予算についても新潟県厚生農業協同組合連合会平成25年度臨時総会で議決されている。

したがって、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

本件事業の起業地である小千谷市では、小千谷総合病院及び魚沼病院（以下「両病院」という。）を含む3病院と開業医を中心に医療活動が行われているが、医師不足のために常勤の勤務医が年々減少しており、診療科を廃止する等、診療体制を縮小せざるを得ない状況になっている。

また、両病院は、建物の老朽化及び新潟県中越地震での被災によりコンクリートの剥離や給排水設備からの漏水などが生じており、建替えの必要がある中、小千谷市周辺の病院の施設整備が進むにつれ、整備が遅れている両病院では患者数が減少し病院経営にも影響が出てきている。

本件事業の実施により、両病院の医療資源を集約し有効活用を図ることで、安定的な医療提供が可能となるほか、医療技術の高度化や近代化、療養環境の充実、患者サービスの向上等の多様化する医療ニーズに対応し、小千谷市及びその周辺地域の医療レベルの向上並びに新たな医師確保につなげることが可能となる。また、救急指定病院及び第二次救急医療機関として、住民が安心できる地域の中核医療機関としての役割を担い、地域に貢献することができる。

本件事業による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、起業者は施工に当たっては低騒音型や排出ガス対策型の建設機械を用いる等環境保全に努めると共に、できるだけ多くの緑地を確保し周辺環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件起業地は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区に指定されていないこと及び埋蔵文化財が確認されていないことを起業者が小千谷市に確認しており、工事中に遺物や遺構等の埋蔵文化財を発見した場合、起業者は直ちに市に対応を協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、両病院とも老朽化と狭あいのため現在の敷地内での増築又は建替えが困難で

あることから、社会的条件及び自然的条件を考慮して新築可能な6箇所を選定し比較検討した結果、患者の通院や救急搬送等の交通の利便性がよいこと、電気、ガス、水道等の引込みが容易であること及び自然災害の危険が少ないことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように両病院を統合して新築することにより、安定した医療の提供や多様化する医療ニーズへの対応を図り、地域医療への貢献を目指すものである。

現在の両病院は、老朽化及び新潟県中越地震での被災に伴い、建替えの必要が生じていることに加え、医師不足により勤務医の減少や診療科の廃止といった影響が出ている。また、環境整備の遅れにより、療養環境の充実やプライバシーへの配慮を求める患者のニーズを満たしていない現状である。さらに、平成24年度末には小千谷総合病院で外科医師4名が退職し、診療機能の維持が困難な状況となっていることから、病院機能の低下及び地域住民への医療提供に支障を来している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小千谷市役所総務課病院統合支援室